

会報誌（ニューボイス）広告掲載利用規約

平成 30 年 11 月 1 日

1. 広告掲載企業は、豊橋商工会議所（以下、当所という）会員企業であること
2. 広告掲載企業は、掲載する情報の内容に対して一切の責任を負い、当所は一切の責任を負わない
3. 広告掲載企業が本規約に違反した場合、あるいはその恐れがあると当所がみなした場合は、以降の利用を停止する権限を有し、その理由を説明する義務を負わない
4. 本規約の解釈を巡って疑義が生じた場合、当所は合理的な範囲でその解釈を決定できるものとする
5. 広告掲載企業は、掲載する情報に関して、以下の各号の事項を遵守するものとする
 - (1) 真実を知らせ、信頼されるものであること
 - (2) 法規に違反し、公序良俗に反するものであってはならない
 - (3) 他を誹謗し、名誉を傷つけるものであってはならない
 - (4) 虚偽、誇大な表現によって、受信者に不利益を与えるものであってはならない
 - (5) 人権を侵害するおそれのある表現、信用棄損、業務妨害となる恐れがある表現、投機、射幸心をあおる表現、社会秩序を乱す表現を用いてはならない
6. 広告掲載に関する手続き上のトラブルは、双方誠意をもって対応すること
7. 広告掲載企業は、本規約に同意した場合、掲載希望月の前々月末にまでに申込書に必要事項を記入し、掲載予定の広告原稿とともに当所に提出すること
8. 広告掲載企業は、掲載月号の会報誌発刊後、当所が送付する請求書に従い、速やかに請求金額を納入すること
9. 本規約は当所の判断で事前に予告することなく任意に改定できることとする